

平成26年度 公益社団法人長崎県看護協会臨時総会

参 考 書 類

【提出議案】

第1号議案

公益社団法人長崎県看護協会定款の一部改正（案）

開催日：平成27年2月21日（土）午前10:30～

場 所：ながさき看護センター 4階大会議室

第一号議案

公益社団法人長崎県看護協会定款の一部改正（案）

公益社団法人長崎県看護協会定款第 14 条の規定により、長崎県看護協会定款の一部改正（案）について次のとおり提案し総会の承認を求めます。

1. 【内容】

第 2 章 目的及び事業

現 行	改正案
<p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。</p> <p>(1) 継続教育及び看護学会等学術集会の開催に関する事業</p> <p>(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業</p> <p>(3) 看護にかかる調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言等に関する事業</p> <p>(4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業</p> <p>(5) 人々の健康生活に必要な知識及び技術並びに看護の心の普及啓発に関する事業</p> <p>(6) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業</p> <p>(7) 施設貸与に関する事業</p> <p>(8) その他本協会の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。</p> <p>(1) 継続教育及び看護学会等学術集会の開催に関する事業</p> <p>(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業</p> <p>(3) 看護にかかる調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言等に関する事業</p> <p>(4) 地域ケアサービスの実施及び促進等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業</p> <p>(5) 人々の健康生活に必要な知識及び技術並びに看護の心の普及啓発に関する事業</p> <p>(6) 日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業</p> <p>(7) 施設貸与に関する事業</p> <p>(8) <u>公の施設の管理・運営事業</u></p> <p>(9) <u>その他本協会の目的を達成するために必要な事業</u></p>
<p>附則</p> <p>この定款は、平成 25 年 6 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この定款は、平成 26 年 6 月 21 日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この定款は、平成 25 年 6 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この定款は、平成 26 年 6 月 21 日から施行する。</p> <p><u>この定款は、平成 27 年 2 月 21 日から施行する。</u></p>

【理由】

長崎県が佐世保市に設置した長崎県看護キャリア支援センターの指定管理者に決定したため。

2. 軽微な文言の修正については、理事会に一任を求めます。

【長崎県看護キャリア支援センターの概要等について】

1.施設の名称

長崎県看護キャリア支援センター(支援センター)

2.施設の概要

設置目的:県内における質の高い看護職員の安定的確保を図るため、卒後研修の充実を通じた、定着促進、離職防止、再就業促進等を行う。

施設の沿革:支援センターは県が新たに設置する施設で、佐世保市立看護学校との合築。RC造3階建ての1階部分(1029.6 m²)

3.所在地

佐世保市平瀬町3-1(旧長崎県立佐世保看護学校校舎等跡地)

4.配置予定人員

7名(内訳:看護職3名、事務職2名、無料職業相談員2名)

5.年間予算(概算)

53,872千円

(内訳:県負担金 52,776千円、講習会等収入 920千円、会館賃貸料収入 176千円)

6.指定管理者の指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

7.開館時間・休館日等

開館時間:月曜日～土曜日の10時～18時

休館日:毎週日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

就業相談:月曜日～土曜日の10時～18時(受付時間17時30分まで)

貸館:月曜日～土曜日の10時～18時(会場使用後の整理時間を含む)

研修会:原則火曜日～金曜日の9時30分～16時30分

8.主な事業概要

- ・復職支援研修
- ・福祉施設等に働く看護職員研修
- ・新人看護職員研修
- ・新人看護職員指導者研修
- ・実習指導者講習会
- ・地域・施設間連携アドバイザー研修
- ・多様な勤務形態導入促進研修
- ・看護研究支援
- ・就業相談事業
- ・看護学生等との交流事業
- ・施設の貸与に関する事業 など